

国 社 整 審 第 55 号
令和 7 年 9 月 3 日

住宅宅地分科会
分科会長 大月 敏雄 殿

社会資本整備審議会
会長 安永 竜夫

住生活基本計画（全国計画）の変更の案について（付託）

令和 7 年 8 月 28 日付け国住戦官第 58 号により当審議会に諮問された住生活基本計画（全国計画）の変更の案については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、住宅宅地分科会に付託します。